

新 NISA

キャンペーン



キャンペーン期間
2024年3月1日(金)から **2024年9月30日**(月)まで

期間中のお申込みでそれぞれ貰える!

- ① NISA 口座を開設された方
- ② つみたて投資枠での新規ご契約(増額も対象)
- ③ 成長投資枠での投資信託買付

もれなく**1,000円**分のクオカードプレゼント!

※キャンペーンの詳細は裏面をご確認ください。

最大
クオカード
3,000円分



詳しくは
《あぶしん》
各支店へ!

 あぶくま信用金庫

☎0244-23-5132

<http://www.abukuma.co.jp>



新NISAキャンペーン概要

 期間 令和6年3月1日(金)～令和6年9月30日(月)

 対象取引 ①NISA口座新規開設
②つみたて投資枠での新規ご契約(増額も対象)
③成長投資枠での投資信託買付

 特典 上記対象取引毎にクオカード 1,000円分をプレゼント

※対象ファンドは「当金庫取り扱いのつみたて投資枠専用ファンド・成長投資枠対象ファンド」になります。

※対象取引②は期間中の新たなお申し込み分が対象で、既契約の積立投信での買い付けは対象外となります。

※特典は税務署での口座開設確認後、または受け渡し確認後のお渡しとなります。

※投資信託は値動きのある商品です。キャンペーン期間中のお申込みが必ずしも有利になるとは限りません。

非課税口座に関するご留意点

- ・非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。
- ・非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。なお、所定の手続きの下で、金融機関の変更が可能です。金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。
- ・金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインナップは異なります。当金庫では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っています(つみたてNISAは、税法上の公募株式投資信託のうち一定の要件を満たした商品のみが対象です)。2024年以降の新NISAにおいては、つみたて投資枠の投資対象商品はつみたてNISAと同じですが、成長投資枠の投資対象商品は一般NISAと異なりますのでご注意ください。
- ・非課税口座には年間の非課税投資枠が設定されており、一旦利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。2024年以降の新NISAにおいては、非課税保有限度額の再利用はできますが、年間の非課税投資枠の再利用はこれまでと同じくできませんのでご注意ください。
- ・非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との損益の通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- ・投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間の非課税投資枠が費消されます。
- ・税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。
- ・このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱が変更となる可能性があります。

投資信託に関するご注意事項

- ・投資信託は、預金および保険契約ではありません。
- ・投資信託は、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ・当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- ・投資信託は、元本および利回りの保証がない金融商品です。
- ・投資信託には、購入時または換金時に手数料のかかるものや、換金の際に信託財産留保額が控除されるものがあります。また、保有期間中に運用管理費用(信託報酬)等の費用が信託財産から差し引かれます。
- ・投資信託は、換金に制約がある場合があります。
- ・投資信託の購入のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- ・投資信託のお申込みの際には、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目録見書)および目録見書補完書面等(金融商品取引法第37条の3の規定により交付する書面)をお渡ししますので、商品内容等を十分に理解したうえお申込みください。

投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。

投資信託の運用による利益および損失はお客様に帰属します。